

水戸市飲用井戸等の安全確保のための指針

1 目的

この指針は、水戸市安全な飲料水の確保に関する条例（以下「条例」という。）第 25 条の規定等に基づき、飲用井戸等の安全の確保を図るために、飲用井戸等の設置者が努めるべき飲用井戸等の適正管理の方法及び汚染時における措置等について定める。

2 対象

この指針の対象となる条例第 2 条第 5 号に規定する飲用井戸等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人の住宅で使用する井戸等
- (2) 地域において 50 人未満の者が共同で使用する井戸等
- (3) 事務所、店舗、工場、学校、旅館、病院、社会福祉施設、キャンプ場、公会堂等で常時 50 人未満の者が利用し、又は使用する井戸等

3 水質検査

- (1) 給水開始前の水質検査

井戸の使用開始するときは、水戸市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則別表に定める全ての項目について検査を行い、その安全性を確認するものとする。

- (2) 定期水質検査

ア 飲用井戸等の水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無について 1 日に 1 回確認する。

イ 次の項目について、1 年に 1 回検査する。

- (ア) 一般細菌
- (イ) 大腸菌
- (ウ) 亜硝酸態窒素
- (エ) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (オ) 鉄及びその化合物
- (カ) 塩化物イオン
- (キ) カルシウム、マグネシウム等（硬度）
- (ク) 有機物等
- (ケ) pH 値
- (コ) 味
- (カ) 臭気
- (シ) 色度
- (ス) 濁度

- (3) 臨時水質検査

地域の特性や周辺地下水の状況等から判断して、トリクロロエチレン等に代表され

る有機溶剤や有害物質の検査が必要と認められた場合、当該項目について検査する。

(4) 水質検査機関

設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、水戸市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則第7条第3項に規定する地方公共団体の機関又は知事の登録を受けた者に対して行うものとする。

(5) 水質検査の結果異常が判明した場合の対応

水質検査の結果、その供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは、設置者はその給水を停止するとともに、その旨を市に相談し、指導を受ける。

(6) 水質検査結果の記録の保存

水質検査結果成績書等は、3年間保存するものとする。

4 衛生上の措置、施設の管理及び運営

(1) 井戸の設置場所、設置年月日、深さ等を把握しておく。

(2) 井戸が堀り井戸か打ち込み井戸か、蓋、ポンプ、水槽及び配管等の構造について把握しておくものとする。

(3) 塩素による消毒は、水質検査の結果、一般細菌又は大腸菌について定められた基準に適合しない場合において行うものとする。

(4) ポンプ、水槽や配管の異常の有無、消毒設備・機器等の作動状況（消毒設備を設置している場合）について定期的に点検を行うものとする。

(5) 井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるとともに、周囲を常に清潔に保ち、汚染防止策を講ずるものとする。

(6) 井戸の工事店や修理業者を把握しておくものとする。

5 給水の緊急停止等

(1) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、設置者は、市に連絡し、指導を受けるとともに、当該井戸の使用者に汚染の状況を周知し、井戸の使用を停止するものとする。

(2) 井戸の使用の停止の措置をとった場合は、可能な限り代替水を確保するものとする。

(3) 井戸の復旧に必要な措置を講じた後、水質検査を行う等その安全性を確認した上でその使用を再開するものとする。

(4) 必要な措置を講じても飲料水の安全を確認できないときは、早急に上水道に転換するものとする。

6 情報収集・相談

常に井戸の安全確保に係る情報の収集に努めるとともに、必要に応じて市に相談するものとする。

水戸市保健センター 水戸市笠原町993-13 (TEL 029-243-7311)